

2020年4月1日から施行

全1回

「民法(債権法)改正」講座

主催：公益社団法人 日本橋法人会

令和2年4月1日に施行される民法の一部改正法は、民法総則・債権法の分野に関して、130年ぶりの大改革を行うものです。この点に関する法務省の改正理由は以下の通りです。

「社会経済情勢の変化に鑑み、消滅時効の期間の統一化等の時効に関する規定の調整、法定利率を変動させる規定の新設、保証人の保護を図るための保証債務に関する規定の整備、定型約款に関する規定の新設等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。」

改正項目は200項目に及び、判例の立場を明確化する改正や従来を廃止し、新しい制度を創設する改正が行われます。

今回は、2時間30分で、大まかに民法改正の概略を説明いたします。

開催日時：2020年6月25日木曜日 14:30~17:00	
会場：日本橋法人会 研修室 東京都中央区日本橋蛸殻町1-10-7 蛸殻ビル TEL03-3667-1736	
定員：30名(定員になり次第、申込締切となります)	
受講料 ★消費税込 (教材費を含む)	会員1名：無料(2名様より一般受講料となります) 一般：3,000円
お振込先：三井住友銀行 日本橋支店(普通預金)7238963 (名義)公益社団法人 日本橋法人会 合同部会	

【学習内容】

☆民法改正の概要説明 ☆民法総則の改正テーマ ☆法定利息と債務不履行と危険負担
☆債権者代位権と詐害行為取消権 ☆保証・相殺の改正内容 ☆売買契約の改正 ☆約款の明文化
☆消費貸借と貸借制度 ☆請負・寄託契約の改正

【使用教材】 資格の大原オリジナル教材

【持ち物】 筆記用具をご用意ください。

【講師】 瀬島 常和(せじまつねかず) 大原学園講師

申込
方法

当会ホームページ上からもお申し込みいただけます。

法人会FAX 03-3663-3307

法人会HP <http://www.nihonbashi-hojinkai.or.jp>

お問い合わせ 法人会事務局 電話 03-3667-1736

☆ 準備の関係上、6月17日以降のキャンセルの場合は受講料の返金はできません

民法(債権法)改正講座 受講申込書

法人名 _____ 会員・一般 (いずれかに○をお付けください)

法人所在地 _____ 電話番号 _____ () _____

受講者名 ① _____ ② _____ ③ _____

※ ご記入いただきました個人情報は、当講座準備のため(お問い合わせを含む)以外には使用しません。

民法改正研修会のご案内

令和2年4月1日に施行される民法の一部改正法は、民法総則・債権法の分野に関して、130年ぶりの大改正を行うものです。この点に関する法務省の改正理由は以下の通りです。

「社会経済情勢の変化に鑑み、消滅時効の期間の統一化等の時効に関する規定の整備、法定利率を変動させる規定の新設、保証人の保護を図るための保証債務に関する規定の整備、定型約款に関する規定の新設等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。」

改正項目は200項目以上に及び、判例の立場を明確化する改正や従来の制度を廃止し、新しい制度を創設するする改正が行われます。

今回は、2時間30分で、大まかに民法改正の概略を説明いたします。

説明する項目は、以下の予定です。

時間	項目	テーマ	備考
14:30~14:35	はじめに	民法改正の概略説明	どの項目が改正されたのか
14:35~14:50	債権法改正①	民法総則の改正テーマ	意思表示・時効制度について
14:50~15:20	債権法改正②	法定利息と債務不履行と危険負担	法定利息と履行不能と危険負担制度について
15:20~15:35	債権法改正③	債権者代位権と詐害行為取消権	債権者代位権と詐害行為取消権制度について
15:35~15:45	休憩		
15:45~16:15	債権法改正④	保証・相殺の改正内容	個人保証制度と相殺制度について
16:15~16:25	債権法改正⑤	売買契約の改正	売主の担保責任について
16:25~16:35	債権法改正⑤	約款の明文化	約款について
16:35~16:50	債権法改正⑥	消費貸借と貸借借制度	主として貸借借制度について
16:50~17:00	債権法改正⑦	請負・寄託契約の改正	主として請負契約について

簡単な質疑応答の時間を設けます。

使用教材：担当講師の作成する教材を使用いたします。

担当講師：大原学園 F P実務課講師 瀬島常和